

岐阜県教職員組合 障がい児教育部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和4年7月25日 15時30分～
会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和4年7月25日）

| | 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|---|
| I 教職員の生活、命と健康を守り、労働条件を改善するための要望 | | |
| 1 | 特別支援学校の教員に関して | |
| (1) | 特別支援学校の教員の休憩時間の確保や長時間勤務解消のためには、持ち時間数の削減が必須と考えます。 | |
| | ①特別支援学校の教員の持ち時間数を削減してください。 | <p>教職員の勤務環境の改善につきましては、教職員の心身の健康管理に係る問題であることから、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しています。その課題の一つに授業の持ち時間数の在り方があると考えています。</p> <p>各学校ごとで障がい種別や重度の児童生徒の数に違いがあることから、統一した上限を示すことは難しいですが、全ての教員の授業持ち時間を週25時間以内とし、毎日1時間以上の空き時間が確保できるよう、校長会議等を通じて指示しているところであり、令和4年度においても同じ方針です。</p> <p>管理職を除く教員の授業持ち時間数の平均は、令和2年度は21.6時間、令和3年度は21.3時間、令和4年度は21.4時間です。</p> <p>今後も、学校訪問等を通じて勤務実態の把握に努め、「教職員の働き方改革プラン2022」に基づき、全ての教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるよう対策の一層の充実を図ってまいります。</p> |
| | ②各学校の一般教員の持ち時間数の平均を教えてください。 | |
| | ③昨年度、全ての教職員の持ち時間を25時間以内とするとされていましたが、今年度は25時間を超える教員がいる学校があります。今年度の方針を教えてください。 | |
| (2) | 煩雑な文書作成を伴う学校の会計業務や、教科書選定に関わる事務的業務を、相変わらず教員が担当し、負担となっています。 | |
| | ①事務的な書類作成や入力作業などに関わる教員業務アシスタントを拡充してください。 | <p>教員が児童生徒と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくために、教員業務アシスタントを配置し、教員の業務の効率化・最適化及び機能的な学校組織体制の構築等を推進することで「教職員の働き方改革プラン2022」の着実な実行を図っているところです。</p> <p>教員業務アシスタントについては、全県立特別支援学校に配置しています。今後も引き続き各校のニーズを踏まえ、拡充等について検討してまいります。</p> |
| | ②また各特別支援学校の教員業務アシスタントの配置状況を教えてください。 | |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和4年7月25日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| (3) 個別の支援計画や指導計画、年間指導計画等について、岐阜県版の様式を導入するよう検討がされているということでしたが、その実施の見通しを教えてください。 | 令和3年6月30日付け文部科学省初等中等教育特別支援教育課事務連絡「個別の教育支援計画の参考様式について」を受け、個別の教育支援計画等の様式及びその作成・活用方法の統一に向けて、昨年度、各学校で活用している個別の教育支援計画内の項目についてアンケートを行いました。 今年度は、このアンケート結果をふまえて県で作成した統一様式案の項目やその内容について、現在、各学校に意見聴取を行っているところです。 令和6年度の運用開始を目指して、今後も検討を重ねてまいります。 |
| 2 寄宿舎の存続、寄宿舎指導員に関して | |
| (1) 寄宿舎は、児童生徒にとって、教育と福祉の役割を担う重要な場です。充実した既存の施設が学校内にあるという利点や、寄宿舎指導員の専門性等を生かして、入舎条件を「通学困難の解消」だけでなく、退舎後の生活を見据えた教育的な入舎を認め、寄宿舎を活用する方針としてください。 | 子どもかがやきプラン、新子どもかがやきプランにより、県内各地に県立特別支援学校を整備し、21校体制としました。さらに、スクールバスを60台整備し、現在多くの児童生徒が各地域の特別支援学校に通学できるようになっています。 寄宿舎については、アクションプラン2020で示したとおり、遠距離や障がいの状況等により通学困難な児童生徒の教育保障のために運営することとしております。 |
| (2) 寄宿舎指導員の4割強が臨時的採用職員です。毎年、採用試験を実施し、正規の寄宿舎指導員を増やしてください。 | 寄宿舎の在り方について、特別支援教育全体の施策の中で検討しているところであり、その結果等を踏まえながら、寄宿舎指導員の採用について、引き続き検討してまいります。 |
| (3) 寄宿舎生には、その年齢に合わせた同性の支援が必要です。 | |
| ①男性指導員について、各寄宿舎の実情に合わせて、バランスよく配置する人事異動をしてください。 | 寄宿舎の児童生徒に対する介助・支援が適切に行われるよう、各校の状況を踏まえ寄宿舎指導員を配置するとともに、管理職への周知も引き続き行ってまいります。 |
| ②人事異動は、寄宿舎生の支援を考えると男性指導員の適切な配置が必要であることを管理職に周知してください。 | |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和4年7月25日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| (4) 昨年度、寄宿舎指導員4名が2級の給料表となっています。基準に基づき実施されているということですが、2級へのワタリの廃止と経過措置について改めて説明してください。 | 平成24年12月当局提案した。 (提案内容) ・原則 2級昇格は廃止する。 ・開始時期 平成26年4月から2級昇格は廃止とする。 ※その他内規事項のため、口頭にて説明します。 |
| II 障がい児の豊かな教育を保障するための要望 | |
| (1) 「アクションプラン2022」では、「令和4年度前半までに各学校の状況に応じた整備の方向性を決定します」とあります。設置基準を満たしていない学校について、学習環境の整備の内容や、整備の優先順位など、見通しを示してください。 | 令和3年9月24日に特別支援学校設置基準が公布され、必要な設備や施設等について示されました。 これを受け、現在は、令和4年度の各校の児童生徒数をもとに、最低限必要な校舎面積や運動場面積等について調査を行っているところです。 また、各学校の立地状況や、学びにおける支障の状況などを詳細に把握するとともに、児童生徒数の今後の推移を見極めながら、整備の必要性や優先度を精査しています。 アクションプラン2022に示しているとおおり、令和4年度前半までに各学校の実態に応じた整備の方向性を示すことができるよう取り組んでいるところです。 |
| (2) 「アクションプラン2022」には、「1人1台端末を有効活用」とありますが、1人1台端末が不十分な学校があります。各学校の配置の過不足を明らかにするとともに、端末を保証する見通しを示してください。 | 文部科学省の示す「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和元年度以前に整備したiPadやノートPCと令和2年度に、新たに購入したiPadとを合わせて、1人1台端末となりました。 なお、令和元年度以前の端末については随時更新を行い、令和5年度には、すべての端末が集中管理のできるiPadになる計画です。 |
| (3) 小中学校の通級指導教室について、2017年に通級指導教室の基礎定数化がされました。岐阜県では10年かけて実施していくと聞いていますが、13人の基礎定数に向けて現在の状況と2027年までの見通しを明らかにしてください。 | 小中学校の通級指導教室開設については、多くの要望をいただいております。その必要性は年々増していることを感じております。 本年度の通級指導加配教員数は318人で、昨年度より50人の増となっています。 通級指導教室は、国の基礎定数及び加配定数によって決定していますが、通級指導教室に通う児童生徒数は年々増加しており、県としましては、まず、必要とするすべての市町村に設置することを課題として取り組んでおります。 今後も引き続き、通級指導教室の開設に必要な加配定数の措置及び基礎定数化の確実な実施を、国に対して要望してまいります。 |

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和4年7月25日）

| | 要 望 事 項 | 回 答 |
|-----|---|--|
| (4) | <p>学校給食と同様、寄宿舎の朝夕の食事にも、適切な栄養の摂取と望ましい食習慣を養う視点 が必要です。子どもの成長や体調に合わせた食事が提供できるよう、朝食夕食が民間委託や 外注となっている寄宿舎での実態と課題を把握し対応してください。</p> <p>また、学校の栄養教諭の寄宿舎の食事に関する職務を明らかにしてください。</p> | <p>寄宿舎のある特別支援学校5校のうち、朝、夕食を民間委託している学校は2校、夕食のみ民間委託している学校は1校となっています。</p> <p>民間委託に変更しても、栄養バランスのよいおかずや温かい汁物が提供されるよう、各校が委託業者と連携しながら進めております。</p> <p>栄養教諭は、学校における「食に関する指導」と「学校給食の管理」を職務として配置されており、寄宿舎における調理業務等は、栄養教諭の職務となっておりません。しかし、栄養管理や衛生管理等の専門的な知識や技能を有していることから、校長からの指示により、寄宿舎食に関する業務を担う場合があります。</p> |